

熊谷市農業委員会  
第17回総会議事録

令和4年12月27日（火）  
熊谷市農業委員会

## 熊谷市農業委員会第17回総会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和4年12月27日(火)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和4年12月27日(火)午後4時00分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 42名
- (2) 欠席数 5名

#### 農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	欠	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	欠	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	欠	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	出	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	出	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	欠	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

## 4 議 事

### (1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者の認定について

### (2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）

報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届け出について（2 a 未満農業用施設）

報告事項(6) 競売買受適格者の証明について（農地法第5条届出該当）

報告事項(7) 農地改良の届出について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第17回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	( 会長あいさつ )
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員については28名中24名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>( 議長一任の声あり )</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、16番、大野委員、17番、水野委員にお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者の認定について</p> <p>以上、5議案です。よろしく御審議願います。</p>
	<p>各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、はじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程しますが、今月は件数が多いためまず件数報告を求めます。</p> <p>【事務局が、件数について報告する。】</p> <p>申請件数については全部で27件となっており、取引額、現地確認日等は議案書資料に記載されているとおりとなります。</p> <p>また、今回議案資料に記載させていただいています農地法第3条第2項の各号の該当の有無については、「全て非該当」の議案が22件、「該当等」とする議案が5件でございます。また、「全て非該当」の議案22件のうち、14件が新規の農地所有適格法人に係る議案となります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。説明にあったとおり新規の農地所有適格法人に係る案件が14件、農地法第3条第2項に該当する等の案件が5件ございます。これらは一括での審議にそぐわないため、順次審議をしてみたいと存じます。</p> <p>それでは、農地所有適格法人として就農を希望する法人に係る案件について関係者にお出でいただいておりますので、議案番号1を審議いたします。</p> <p>本案について、事務局の説明を求め、また、事前に事務局に提出されている質疑等あれば報告願います。</p>
事務局	<p>譲受人の法人は熊谷市では新規参入の法人ですが、〇〇〇に農地を所有しており、経営する全ての農地につきましては適正に管理され、機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われまます。</p> <p>したがって、農地法第3条第2項の各号については、許可要件の全てを満たしていると思込まれます。</p> <p>また、事前に事務局に提出されている質疑等はございません。</p> <p>以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、続きまして申請人の入室を求めます。</p> <p>( 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇氏 入室 )</p>
議長	<p>本日はお忙しいところ大変御苦労さまです。</p> <p>新たに本市において農地所有適格法人として農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。</p>
申請人	<p>( 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇氏 説明 )</p> <p>〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇と申します。</p> <p>私の〇〇が〇〇〇で、〇〇が〇〇〇〇〇で、〇〇生まれの〇〇育ち</p>



	<p>○栽培を入れる場合は土についている○を○○○○で取り除き、なおかつ○年間は○○として認められない。すでに○○で育てている自社で栽培した○を植える、これが一番合理的なやり方で、○○○ではかなり長い年月行っている。それを移植していく形なので0円となっております。</p>
○○委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>他に質疑、意見等はございませんか。</p>
申請人	<p>本社が○○にあるということで、管理について皆さん気になると思いますが、現在○○○○○に1箇所○があり、○○○○にも1箇所あります。</p> <p>また、従業員が○○○○○○○に住んでおり、申請場所は車で5分くらいの近い距離なので、ちょくちょく様子を見に来れるということが確立できています。また、○○栽培だからと言って放任、放置栽培ということではなく、きちんと自分たちのルールがあり、ルールに基づいて草の管理もしますし、草も○m民地から離さなければならないので、草がぼうぼうがかえって壁になるという考え方なので、その部分について管理はしますが完全には刈りません。必要な場所は残しますし、きちんと草の管理はしていきますので御安心下さい。</p>
議長	<p>他に質疑、意見等はございませんか。</p>
○○委員	<p>営農計画書の中の(3)経営成果○○○○円は人件費がほとんどと考えていいのでしょうか。</p>
申請人	<p>収穫された○○○○○、○○○○○、○○、○○○○等の収益です。</p>
○○委員	<p>(1)が粗収入、(2)が農業経営費で(3)が経営成果となっている。利益、人件費とかそういうものがこの中に入っているのでしょうか。</p>
申請人	<p>現在○つ会社を所有しており、○○○○という会社が○を造っており、○○○○が本社機能で、○○○○○が○○○○○○○○○です。</p> <p>すべての事業が本社である○○○○から私も含め兼務している。</p> <p>人件費はその中に含まれていなくて、ここに記入してある○○○○円は、○○○○○、○○○○○、○○、○○○○等の販売した価格になります。人件費は実質かかっていないと。</p>
○○委員	<p>かかっていないというか、実質経営として黒字になるか赤字になるかほかの事業と総合で判断することですね。</p>



申請者	そういう意味ではなく、収穫物があれば黒字ですね。
〇〇委員	収穫物があれば黒字なら、それに関わる作業等はどう考えていますか。
申請者	〇〇〇〇のほうからお金が出ていますので〇〇〇〇の方から〇〇〇〇〇〇〇に行ってくださいと。〇〇〇〇から人件費が出ています。
〇〇委員	その分が経営の中から相殺されるのでしょうか。
申請者	<p>そうです。最終的に農産物はどうなるかと申しますと、ここで出た農産物を〇〇〇〇という〇部門に売りまして、売買としては〇〇〇〇〇から〇部門に農産物を売ります。</p> <p>農産物を買受け、それを基に〇を造ります。〇が売れたら利益を回収できると考えます。連動していると考えます。</p>
〇〇委員	<p>説明の意味は分かりました。</p> <p>もう一点、ほ場の周りに距離を持たせるために緩衝地を設けるといいますが、その場所に害虫等の発生があった場合、隣地の通常の農地に対しての対策はどのように考えていますか。</p>
申請人	今の場所は隣が耕作していないので、そのことは考えていないのですが、仮に隣が田で害虫が発生してそこから飛んで来る可能性がある場合私たちはセットバックします。
〇〇委員	<p>隣地に農地があってそこから農薬が飛んで来ることによって下がるということですね。</p> <p>そうではなく、申請地で発生した害虫が周りの農地に被害を与える可能性があるのでは。</p>
申請人	今、栽培している〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇等ですけども、今のところ栽培していて害虫がつくことはありませんでした。
〇〇委員	そうではなくて、緩衝地帯に害虫が発生したときはどう対応するのか。
申請人	害虫とはなんですか。
〇〇委員	緩衝地にもし害虫等が発生した場合にその周りが農地でないとのことで今は問題にならないのでしょうかけれども、仮に虫や動物等が発生した場合の対応を考えたほうがいいのか。

申請人	緩衝地帯であり、そうした場合は草刈り等を行って害虫をなくし、もし隣地に迷惑をかける可能性があるならば、きれいにしリフレッシュして緩衝地帯として再生させることを行います。
〇〇委員	分かりました。
議長	他に質疑、意見等はございませんか。  ( なしの声 )
議長	他に質疑、意見等もないようです。 本日は大変御苦労様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。
	( 申請人 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇氏 退室)
議長	それでは、議案番号1について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
〇〇委員	宅地、農地でどのくらいの金額、面積なのでしょう。
事務局	農地を取得するにあたり隣接の宅地もあわせて取得することになっており、宅地の利用については〇〇〇〇〇からは農作業用の事務所で使うということで伺っており、金額については譲渡人から特に農地でいくら、宅地の金額でいくらという訳ではなく、宅地と農地を合わせた金額でしか提示されていないので、内訳についてはお答えできませんということを伺っています。
〇〇委員	宅地の面積は。
事務局	農地の申請なので農地の面積は調べておりますが、宅地の面積は把握しておりません。必要であれば〇〇〇〇〇様からお答えをお願いしたいと思います。
〇〇委員	こういった案件が提出されるということを予期していた。 丸ごと次の新規就農参入の会社へ渡される案件がこれから出てくることあるでしょうから、それを事前に把握出来たらと思い参考に教えていただければ、と思いました。
事務局	今の状況では把握しておりません。後で確認してお伝えさせていただきます。
〇〇委員	わかりました。

議長	<p>他に、質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における議案番号1について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、許可すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、もう1件、農地所有適格法人として就農を希望する法人にかかる案件について、関係者にお出でいただいておりますので、議案番号2から14の審議を続けて行います。</p> <p>本案について、事務局の説明を求め、また、事前に質疑等があれば報告願います。</p>
事務局	<p><b>【事務局が、議案について概要を説明する。】</b></p> <p>概要の説明に先立ちまして、議案資料13頁、14頁の営農計画について、内容の一部に変更がございましたので、お手元にお配りいたしました黄色の封筒に同封しております番号2の営農計画書に差し替えをお願いいたします。</p> <p>それでは概要の説明に移ります。譲受人である法人は令和4年11月14日付けで新規に設立した法人です。新規参入の法人ですが営農計画書や作付計画書等を確認する限り、今後借入れをした農地につきましても効率的に利用されていくものと思われまます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号については、許可要件の全てを満たすと見込まれます。</p> <p>また、事前に事務局に提出されている質疑等はございません。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、申請人の入室を求めます。</p> <p>ここから〇〇〇はじめる</p>
申請人	<p>( 申請人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 入室)</p>
議長	<p>本日は、お忙しいところ大変御苦勞様です。</p> <p>新たに本市において農地所有適格法人として農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。</p>
申請人	<p>今回新規就農を希望しております〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と申しま</p>

す。よろしく申し上げます。

就農動機について御説明します。〇〇〇〇〇〇〇〇〇は高機能環境制御システムを導入したハウスで周年栽培による〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の生産出荷販売を行っています。

高品質農産物の生産をテーマにした栽培とブランド戦略により就農効果もあり消費者から高い評価をいただいております。

大手量販店やスーパーのバイヤー、市場からの増大する需要にこたえていくため更なる生産の拡大が求められており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の埼玉県初の生産法人として熊谷市へ展開していきたいと考えております。

次に農業経験について御説明いたします。

当社としての農業経験はありませんが、平成〇〇年から〇〇県、〇〇県においてグループ企業が生産を開始しております。

〇〇〇〇〇が検証を重ね作成した〇〇〇〇〇栽培法と、蓄積されたノウハウを基にグループ企業間で定期的な研修を行っています。また、パート従業員向けに栽培マニュアルを完備しており、農業経験の有無は栽培等の作業に影響はないと考えております。

次に経営規模について御説明いたします。

役員の〇〇と〇〇に関してはグループの生産法人で同様の役員を務めており主に業務管理、栽培指導を行っています。〇〇に関してはグループの各生産法人の現場責任者を務めております。

従業員につきましては栽培社員〇名程度、事務社員〇名程度〇〇〇〇〇〇時間分のパート従業員を主として熊谷市内から募集したいと考えております。募集時期については、栽培ハウスの建築の工程を見ながら検討してまいります。

経営面積については、今回農地法第3条申請で提出させていただいた農地、〇〇筆〇〇〇〇〇〇〇㎡に栽培ハウス〇棟、〇〇〇〇〇〇㎡を建設する予定です。

建設スケジュールについては、令和〇年〇月頃の着工を目指しております。竣工につきましては令和〇年〇月頃を目指しており、同年〇月に営業を開始する予定です。

今回の計画が軌道に乗った後も、需要と供給のバランスを見つつ熊谷市内でやらせていただく方針です。

次に経営形態について御説明いたします。栽培する作物は基本的に〇〇〇〇〇のみとなります。栽培ハウス〇棟で定植時期や収穫の時期をずらすことにより周年栽培を実現します。栽培には当社フルーツ独自開発のガイドを使用しますので農地の土質や状況等に左右されず生産することができると考えております。

次に基本装備について御説明いたします。

ワンボックスカー、軽トラックに関しては購入となっておりますがリースとする予定です。訂正させていただきます。高所作業車、動力噴霧散布機に関しては栽培開始後購入する予定となっております。収穫した〇〇〇〇〇の選果施設、従業員用の駐車場を今回の事業地の西

	<p>で計画中です。</p> <p>スケジュールに関しては、栽培施設の収穫が開始する時期と同時期に完成するように現在計画の具体化を進めております。こちらに関しては別途御相談させていただく予定です。</p> <p>作付計画につきましては資料のとおりです。</p> <p>最後に今後の目標について御説明いたします。今回計画しておりますのは栽培ハウス〇棟と選果施設と付帯施設となります。</p> <p>しかし、当社といたしましては今後もグループ全体で需要の拡大と、それに対応するための生産能力の拡大を目指しており、熊谷市内での展開を引き続き検討してまいります。</p> <p>引き続きの御指導をどうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、申請人に対しまして、営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。質疑等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>農業経営費の中で、その他の内訳について可能な限りでいいので教えていただきたい。</p>
申請人	<p>その他の大部分は減価償却費でハウスの建設する費用を〇〇年償却する分です。</p>
〇〇委員	<p>わかりました。</p>
〇〇推進委員	<p>〇〇〇〇〇栽培の今後のスケジュールについて、来年の〇月から工事開始し、令和〇年〇月に完成し、〇月から栽培を始める。熊谷市内に展開を考えていると言葉がありました。今回の他に耕地なりを受け入れる募集をすることはあるのでしょうか。</p> <p>また、水を大量に使用すると考えるが水の供給をどのよう考えているのか御教示頂きたい。</p>
申請人	<p>今後展開していく上での候補地ですが、具体的に検討に入っているような土地がある状況ではございません。引き続き市内の土地に関しては事業に適した部分を探していきたいと考えております。</p> <p>水の供給についてですが、ハウスで使用する水につきましては今回井戸を1基掘らせていただき、その水で栽培をしていくという計画です。</p>
〇〇推進委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>他に質疑、意見等はございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>

議長	<p>他に質疑、意見等もないようです。 本日は大変御苦労様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。</p> <p>( 申請人 ○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○退室)</p>
議長	<p>他に質疑、意見等はございませんか。 なければ、議案番号2から14について地元委員より説明があります。</p>
○○委員	<p>当○○地区について、今回、○○○○○を推薦する経緯には、○年前に新規参入されたある○○が○年で撤退という経緯もあります。原因は露地栽培ということが考えられます。この件につきましては、解決したところですが、今後の課題として残ったところです。</p> <p>当地区においては水稻がメインであり、他地区とは違い熊谷市の気候や土壌等の関係上、野菜の栽培には多少不向きであり、その克服が必要だと考えておりました。そのような中、今回の話が事務局を通じて案内がありました。</p> <p>その後の経緯を説明します。○月中旬に○○○○○より、○○○○○の施設栽培を○○○○○○㎡で○棟のハウス、○○名程度の雇用を創出するということとをはじめ、今後の方向性について○○○○○より説明を受けました。</p> <p>その後○月初旬に○○○○○より市内の中で当地区での3条申請をしたいとの要望があり、今後の工程を含め話し合いを行い、○月中旬に地権者への意向調査として個別訪問を○○推進委員と行いました。</p> <p>○○月○○日に○○○○○主催の地権者説明会を○○、○○推進委員、○○推進委員及び農業委員会事務局の○○、○○立合いのもと開催しました。</p> <p>その後、○○○○○による地権者の貸借権の設定合意を全地権者より受諾できたとの結果を得て、今回の3条申請となりました。</p> <p>遊休農地となりそうな現状の畑地での今回の申請に関しては是非進めていかなければと見え、また市が現在パブリックコメントで募集している、第2次総合振興計画基本構想(素案)にある地域別拠点整備方針にも合致すると思われるこの案件を皆様の了解を頂き、今後も5条申請等関係各所の了解を経てこの施設の運営、営業が進む話であり、この地の将来の為にも委員皆様の御理解を頂くことが第一ですので是非、御賛同の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今○○地区担当の○○委員より説明のあったとおりであります。この農地につきましては、○○地区は米麦が主体ですが、基盤整備の時に畑で換地されたものですから、借受人がいないため耕作放棄</p>

	<p>地が発生し、一時的には解消しましたが、その後耕作者がいないため雑草が繁茂しておりました。そんなことを繰り返しながら、今回〇〇〇〇〇〇が手を挙げてくれた。地主の方も賛同してくれて今回の申請に至ったものです。</p> <p>それでは、議案番号2から14について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号2から14について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、許可すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、事務局の説明の中で農地法第3条第2項各号の該当状況が非該当以外となっております案件を先に審議いたします。</p> <p>まず、議案番号19について事務局の説明を求め、また事前に事務局に提出されている質疑等あれば報告願います。</p>
事務局	<p><b>【事務局が、議案について概要を説明する。】</b></p> <p>譲受人は〇〇〇在住の農家であり、経営農地は〇〇〇内の農地のみとなります。〇〇〇内の農地は概ね適正に管理されているものの、一部隣接地の構造物越境による違反転用地があるため、農地法第3条第2項の1号に該当すると思われまます。</p> <p>また、事前に事務局に提出されている質問等はございません。</p> <p>以上、御審議の程よろしく願います。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。それでは本案について、質疑、意見を求めます。質疑意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号19号について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
森田委員	<p>採決の前に、よくわからないのでもう一度事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>譲受人は〇〇〇在住で経営農地は〇〇〇内の農地のみで熊谷市内</p>

	<p>に農地はもっていません。農地法第3条第2項第1号に該当すると思われますと申し上げた点について説明させていただきます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号は譲受人が持っている農地が全部効率よく耕作されているか否かです。</p> <p>該当にあたる場合は農地法上許可ができないということになります。</p> <p>事務局が現地確認に行ったところ、譲受人が持っている農地に〇〇〇と思われる構造物と宅地の一部が越境しており違反転用となっている状態です。</p> <p>その点について、本人が知っている、いないに関わらず違反転用している状況なので、この点について事務局では農地法第3条第2項第1号に該当すると判断し、議案書資料に該当と記載させていただきました。</p> <p>〇〇〇農業委員会にも譲受人の耕作状況について照会をかけておりまして、報告の中では農作業を概ねやっていたという報告も受けております。以上です。</p>
議長	<p>( 暫時休憩の発言あり )</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>暫時休憩</p>
議長	<p>休憩前に復し、会議を再開いたします。それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における議案番号19について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 少数 )</p>
議長	<p>挙手少数です。よって、本案については、不許可とすべきものと決しました。</p> <p>次に議案第1号の議案番号22から25について、事務局に説明を求め、また、事前に質疑等があれば報告願います。</p>
事務局	<p>譲受人は〇〇〇〇〇〇在住の農家であり、〇〇〇〇〇〇及び熊谷市内に農地を所有しております。</p> <p>熊谷市内の所有農地につきましては、〇〇〇や〇〇〇〇〇〇〇、〇</p>





議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>暫時休憩</p>
議長	<p>休憩前に復し、会議を再開いたします。</p> <p>私が見た時も写真と同様の状況であり、これで農業委員会として全部耕作というのは無理があるのではないかと感じます。</p> <p>質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における、議案番号22から25について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 無し)</p>
議長	<p>よって本案については、不許可とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議事参与の制限に係る案件がありますので、先に審議いたします。議案番号15から17については、譲受人が〇〇委員となっておりますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号15から17について、事務局に説明を求めます。また、事前に質疑等があれば報告願います。</p>
事務局	<p>議案番号15から17につきましては、譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくと思われ、農地法第3条第2項の各号についても全件許可要件を全て満たしていると思われま。</p> <p>また、事前に事務局に提出されている質疑等はございません。</p> <p>以上、御審議の程よろしく願います。</p>
議長	<p>議案番号15から17について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における議案番号15から17について本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案については原案どおり許可すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は入室をお願いします。</p>
議長	<p>(〇〇委員 入室)</p> <p>続きまして、ただいま審議いたしました議案番号1、2から14、15から17、19、22から25以外の案件について、事務局に説明を求めます。また、事前に質疑等があれば報告願います。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案番号20につきましては、熊谷市及び〇〇〇に経営農地があり〇〇〇農業委員会へ問合せし、問題ないことを確認しております。</p> <p>議案番号21につきましては、熊谷市及び〇〇〇に経営農地があり、〇〇〇農業委員会へ問合せを行い問題ないことを確認しております。</p> <p>従って、議案番号1、2から14、15から17、19、22から25以外の議案につきましては、譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくと思われ、農地法第3条第2項の各号についても全件許可要件を全て満たしていると思われまます。</p> <p>また、事前に事務局に提出されている質疑等はございません。</p> <p>以上、御審議の程よろしく願います。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。それでは本案について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における議案番号1、2から14、15から17、19、22から25以外の議案につきまして、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については全16件です。内訳は、自己用住宅10件、住宅敷地拡張1件、事務所敷地拡張1件、農産物直売所1件、車両置場1件、太陽光発電設備用地2件です。</p> <p>農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)は、携帯電話通信基地局工事のための進入路の1件です。</p> <p>以上、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>

	<p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）、を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。 今月の件数は全76件、134筆、169,012.39㎡です。 内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。 今回の計画について、議案番号754から756につきましては、先程議案第1号における議案番号19において農地法第3条第2項第1号「全ての農地を効率的に利用していない」として不許可となった譲受人と同一の借受人となっています。 農用地利用集積計画においても、経営基盤強化促進法第18条第3項第2号のイに同様の条件がありますので御留意の上、御審議願います。 なお、他の案件につきましては、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>なお、本案につきましては、議事参与の制限に係る案件がありますので、先に審議いたします。 議案番号701については、借受人が、〇〇委員となっておりますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p>
	<p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは議案番号701について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>

議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号における議案番号701について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。 〇〇委員は入室をお願いします。</p>
議長	<p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、議案番号717については、借受人が夏目職務代理となっておりますので、夏目職務代理は一時退席をお願いいたします。</p>
議長	<p>(夏目職務代理 退席)</p> <p>それでは議案番号717について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号における議案番号717について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。 夏目職務代理は入室をお願いします。</p>
議長	<p>(夏目職務代理 入室)</p> <p>続きまして、議案第1号において不許可と決しました案件と同一の借受人の案件につきまして審議をいたします。 議案番号754から756について、質疑、意見を求めます。 質疑、意見等ございませんか。 事務局より補足説明がございます。</p>

事務局	<p>議案番号754から756について、先程審議を頂き、不許可と決しました〇〇さんが借受人であります。利用集積の承認においても同一の項目があることから御審議をいただくものです。</p> <p>具体的には先ほどの3条不許可案件の両サイドに利用権設定を申し出ている農地があり、利用権設定においても同様の要件があることから御審議をお願いするものです。</p>
〇〇推進委員	<p>農地法第3条で不許可になった関係で、今回の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についても出てきたわけですが、農地法3条で不許可になった同一受人が借受人として関連があつてこっちもだめだ、という法令は何条なのか教えてください。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号のイにあたりまして、イの条文は「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる場合」とありまして、これが利用集積の承認にあたっての一つの要件です。</p> <p>農地法第3条でも申し上げたように全部耕作のところできていない事が不許可の理由となりましたので、同様な要件が利用集積の方にもあるということになります。</p>
〇〇推進委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号における、議案番号754から756について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 無し )</p>
議長	<p>挙手無しです。よって、本案については、承認しないことと決しました。</p> <p>続きまして、ただいま審議いたしました案件以外について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>議案第4号における、701、717、754から756以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>本議案に関しましては、当該農地の相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定による納税猶予の適格者証明を受けるために、農業委員会に証明願いが提出されたものになります。</p> <p>この証明は納税猶予を受けるために税務署へ申告する際の必要書類となっております。提出された書類、現地確認等から、本件の相続人は相続により取得した農地に係る農業経営を開始していることが確認されたため、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する要件を満たし、適格者であると認められるものであると考えられます。</p> <p>なお、農業委員会が証明するのは適格者であるかどうかのみであるため、これ以降の説明は本議案の承認可否には直接は係わらない事柄となりますが参考として申し上げます。</p> <p>本件納税猶予の特例を希望する農地の内、〇〇〇〇〇〇〇〇〇については、現地確認の結果、敷地の一部に農業用機械等を格納する物置が確認されました。この旨、税務署へ既に電話で情報提供済みであり、当該土地について納税猶予の対象となるか否かは、最終的には今後税務署側が判断することとなります。</p> <p>事務局が行う事務といたしましては、証明書を発行する場合には、この点、物置が確認されたことを付記させていただきたいと考えております。また、当該物置については、2a未満の農業用施設であるため、農地法の違反にはならないことも申し添えさせていただきます。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定について、本</p>



議長	<p>案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しました。  続きまして、報告事項につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処分済み事項でありますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【年末年始を含めた信用失墜行為の御留意について、農業委員会緊急アピールについての提案、2月15日大里農業委員会連絡協議会研修会の開催について、最適化活動強化月間その3利用集積のあっせんについて、最適化活動強化月間その2空き農業用施設のリストづくり(再依頼)について、農委だより新年号について及び農作業の基礎的研修の質疑回答についてをそれぞれ協議又は報告】</p>
事務局次長	<p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p>
夏目職務代理	<p>( なしの声 )</p>
事務局次長	<p>それでは最後に閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
夏目職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	浅見 和彦
次長兼農政係長	佐藤 雅史
主幹兼農地係長	長谷川 幸弘
主任	樋口 祥平
主任	滝口 悠太

令和4年12月27日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 \_\_\_\_\_

署名委員 大 野 隆 一 \_\_\_\_\_

署名委員 水 野 明 \_\_\_\_\_